

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和6年  
6月14日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....
  - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....
  - 保安林指定の解除(宇部市)(森林整備課).....
  - 岩国駅前南地区市街地再開発組合の定款及び事業基本方針の変更認可(住宅課).....
- 公告
  - 建設業の許可の取消し(監理課).....



### 山口県告示第百七十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 関	地	廃 止 年 月 日
安藤内科医院		山口市仁保中郷七〇〇		令和六、	三、三一
黒川医院		防府市天神一丁目七番六号		〃	〃
正木耳鼻咽喉科内科		岩国市錦見六丁目一番一〇号		〃	〃
河郷診療所		〃 周東町祖生五七一九の二		〃	四、一
明石整形外科医院		周南市慶万町一番一五号		〃	三、三一

あいお歯科

かわの歯科医院

すがこども歯科・矯正歯科

周南市須金歯科診療所

有限会社シブヤ薬局八王子店

岩国薬品くすり箱

名 医	称 療	所 機	在 関	地	指 定 年 月 日
山口市秋穂東一七〇六の六		〃		〃	〃
防府市大字奈美二八六の五		〃		〃	〃
〃 大神四丁目一〇番三号		〃		〃	〃
周南市大字須万二四八八		〃		〃	〃
防府市八王子二丁目六番一五号		〃		〃	〃
岩国市今津町一丁目一〇番一七号		〃		〃	〃

### 山口県告示第百七十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 関	地	指 定 年 月 日
ながい眼科		山口市大内千坊四丁目一四番一三		令和六、	五、一
安藤内科医院		〃 仁保中郷七〇〇		〃	四、
ながしま医院		防府市千日二丁目四番三号		〃	二五
笠戸クリニク		下松市笠戸島七〇五の四		〃	〃
河郷診療所		岩国市周東町祖生五七一九の五		〃	〃
医療法人明石整形外科医院		周南市慶万町一番一五号		〃	〃
まきどの総合健診所		熊毛郡田布施町波野二〇〇五		〃	五、
すがこども歯科・矯正歯科		周南市大神四丁目一〇番三号		〃	四、
周南市須金歯科診療所		〃 大字須万二四八八		〃	〃
ウォンツ防府松崎薬局		防府市南松崎町四番二六号		〃	五、
シブヤ薬局		〃 八王子二丁目六番一五号		〃	〃

### 山口県告示第百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和六年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 解除に係る保安林の所在場所  
宇部市大字善和字大谷一四三の二(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び宇部市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百七十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき、岩国駅前南地区市街地再開発組合の定款及び事業基本方針の変更を次のとおり認可した。

令和六年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 市街地再開発組合の名称  
岩国駅前南地区市街地再開発組合
- 施行地区  
岩国市麻里布町一丁目及び麻里布町二丁目の各一部
- 事務所の所在地  
岩国市麻里布町一丁目四番二号
- 設立認可の年月日  
令和五年二月二十四日
- 変更の内容  
事業施行予定期間を事業計画の認可を受けた日から令和十一年九月三十日までとする。
- 変更の認可の年月日  
令和六年六月十四日

令和六年六月十四日印刷  
令和六年六月十四日発行

発行人 山口県知事



### (一一三) 建設業の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十九条第一項の規定により、建設業の許可を取り消しました。

令和六年六月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 処分をした年月日  
令和六年五月二十八日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
商号又は名称 株式会社アキ装飾  
主たる営業所の所在地 岩国市麻里布町三丁目一番十九号  
代表者の氏名 向井 顕正
- 許可番号 山口県知事許可(般一ニ)第一四一九〇号
- 処分の内容  
内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
処分の原因となった事実  
株式会社アキ装飾が、令和五年十二月二十二日に山口地方裁判所岩国支部から破産手続開始の決定を受け、このことが法第二十九条第一項第五号に該当する。